

平成30年第2回

美里町農業委員会定例総会議事録

第2回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成30年2月22日(木)午前9時30分から午後0時01分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 庁議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	7番 高橋 繁廣
8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

欠席委員(1名)

6番 後藤 幸太郎

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 非農地証明願について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 農地中間管理事業推進体制について

第6号議案 小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成30年2月事業報告について

2 . 平成 3 0 年 3 月事業予定について

3 . その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

8 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより平成30年第2回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第2回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は19名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名させていただきます。14番邊見勝寿委員、15番鈴木龍一委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、2月5日と2月20日に開催しております。</p> <p>担当の委員より報告をお願いいたします。</p>
柴山真二委員	<p>報告事項1(2月5日)について、2月5日、会長室にて渡邊会長と福田なほ子委員と私、柴山の三人が担当しました。相談件数は2件です。</p> <p>1件目は の さんという方で、相談内容は、中埴地区の農地を転用し太陽光ソーラーシステムを設置したいというものでした。相談の場所が設置可能かどうか、即答出来ない条件のため、後日事務局を通して県の担当者と協議の上、設置の検討するよう助言しました。</p> <p>2件目は中埴の 地区にお住まいの さんという方で、現在転作している水田を畑地に地目変更したいという相談でした。</p>

土地改良区の決済金も関係するので、同改良区と協議の上、決定するよう助言しました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

続きまして、2月20日の担当の委員よりお願いします。

小野保裕委員

報告事項1(2月20日)について、2月20日、会長室にて大友職務代理と邊見勝寿委員と私、小野の三人が担当しました。相談件数は1件で、地区の さんという方で、相談内容は、毎年秋に精算する利用権の賃借料の精算が大変なので良い解決策はないかというものでした。 の 事業を利用するよう勧めました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

議長

続きまして、2番、使用貸借権の合意解約による通知について、3番、農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)、4番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括にて報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告をいただきます。

また、2月14日に農地保全委員会にて現地確認調査を行っております。事務局の説明終了後、邊見勝寿農地保全委員長より、調査結果について報告をいただきます。お願いします。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、邊見勝寿農地保全委員会委員長より、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

邊見勝寿委員長

農地保全委員会は、小野保裕委員、鈴木龍一委員、そして委員長である、私、邊見の3名が担当しましたが、小野保裕委員が欠席したため2名が出席し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地局長の計5名により2月14日(水)に現地調査を行いました。

報告事項5、番号2について、現地は中埜地区の に位置しております。敷地には事務所、倉庫等が設置されており、宅地として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号3について、現地は二郷地区の に位置しております。

番 については通路や駐車場として使用され、 番 については雑種地として20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号4について、現地は中埜地区の と に位置しております。居宅敷地に隣接し、倉庫建物も設置されており、庭として宅地同様に使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号5について、現地は青生地区の に位置しております。昭和48年11月27日に転用許可を受けており、 用地として使用されております。特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

以上で報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、5番、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法は3条調査書についてもあわせて報告いただきます。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明の途中でございますが、大分案件が多いので、ここで一旦休憩をしたいと思います。

休憩いたします。(10:11)

議長

再開をいたします。(10:20)

休憩前に引き続きまして、第2号議案、72番より事務局に説明を願

ます。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。初めに、議案番号52番から議案番号71番までの20議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号52番から71番までの20議案について、賛成の方の挙手を求めます。

議長

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号72番から104番までの33議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(10:38)

議長

再開します。(10:38)

議長

議案番号72番から104番までの33議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

議長

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号72番から104番までの33議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(10 : 39)

議長 再開をいたします。(10 : 39)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、53議案全て賛成
ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19
条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありま
せんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によ
る意見については、2議案とも原案のとおり許可相当と意見を付し、農地
中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしました。2月14日に農地保全委員会にて現地の確認調査を行っております。邊見勝寿農地保全委員会委員長より調査結果について報告をお願いします。

邊見勝寿委員長 第4号議案、番号3について現地は練牛地区の に位置しており、転用目的は太陽光発電設備の設置です。農地区分については第2種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。
以上でございます。

議長 ご苦労さまでございました。
事務局の説明と農地保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第5号議案、農地中間管理事業推進体制についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしました。

過去5年間、事務局も私たちも取り組んできたことを1つの文書化で統一をするという内容のものでございます。

審議に入ります。質疑ございませんか。19番大友重善委員。

大友重善委員

19番大友です。

活動方針の最終ページの、農地集積に向けた具体的活動内容というところで、今まで我々農業委員会がやってきたことについて、ここにも書かれているように、敢えて意向調査をすると表記されています。

意向調査をして、出し手が中間管理事業を利用しますという要望があった場合は、出し手がその農地を丸投げして農地中間管理機構にお願いします、ということになるのでは、農地中間管理機構は多分受けないと思います。その点について何というか、連携ともいうべきか、その辺のところをもう少しやっておかないと、農地集積の進捗率は悪くなると思います。

農業委員会ネットワーク機構(一般社団法人宮城県農業会議)は、情報提供はするから受け手は自分達で探みなさいというような態度をとっているという話も耳にします。果たしてそれでいいのかどうか。

また、遊休農地について、耕作を放棄して結構荒れている農地があるのに、そのことには触れていないような気がします。その辺のことは避けているような気もしますが、どう考えているのか、もし回答できるのであれば是非お願いします。

議長

今の委員の質問は、遊休農地に対する農地中間管理機構の取り組みの建前と本音の部分としての自分なりの感想であり、果たして現実的にこのとおり実施できるのかということの質問だろうと思います。事務局のほうから、答弁願います。

事務局

それでは19番委員の意見について、回答いたします。

この内容につきましては、平成26年10月以降に、農地中間管理事業が始まったときと内容はほとんど変わってはいませんが、本来ならば、委員が言われたように、農地中間管理事業に出し手のみが申請した場合、農地中間管理機構では最高2年間は受けるということになって

おります。しかし、現実には出し手と受け手の双方が揃って初めて受け付けするというのが現状です。これについては運用の問題だと思います。

もう一つの遊休農地の関係ですが、実は昨年度、利用状況調査に基づいた何件かの遊休農地について、農地中間管理機構に公文書で打診しておりますが、全て受けないという回答がありましたので、事務局でも対応しにくい状況となっております。

私の方からは以上でございます。

大友重善委員

農地中間管理機構が運用面をもう少し円滑にすれば、ある程度遊休農地は解消されると思いますので、もっとそういう協議をして働きかけをしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

それでは、19番大友委員のただいまの意見につきましては、今言われたことを、肝に銘じて今後も進めていきたいと思います。

他に意見はございませんか。

18番高橋建一委員。

高橋建一委員

18番高橋です。今のと関連がありますが、農地の出し手に関する情報の共有が農地中間管理機構と町にあるはずですが、町として何年前前に「人・農地プラン」というのを策定していたはずですが、その後、どのようなになったのかということと、農地中間管理機構との連携はどのようになっているのか、その辺の事情がわかれば教えてください。

議長

事務局、お願いします。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

「人・農地プラン」は、確かに四、五年前から登録が始まり、地域として必要な担い手を登録することによって、登録した担い手が国や県の補助等が受けられるというのがありまして、今でも人・農地プランは制度はあります。

実は昨日も、認定農業者の方が「人・農地プラン」に登録されていないために、金融機関から制度資金が借りられない、ということで相談に見られました。地域の担い手として登録しなければ、制度資金のみならず、いろんなメリットとか受けられないということです。「人・農地プラン」

については今でも産業振興課で受け付けしております。

次に、「人・農地プラン」と農地中間管理事業との絡みですけれども、これにつきましては、また発足当時の農地中間管理事業の話をして申しわけありませんが、平成26年10月1日から農地中間管理事業が始まりました。その3カ月位前ですが、美里町では認定農業者の方々に、農地中間管理事業の担い手の登録をしてくださいという、案内を出しております。それで、当時町内町外問わず150件ぐらいの方に案内を出し、かなりの方が応募し登録となりました。また、その時に応募しなかった人も、現在でも年3回から4回募集がありますので、自分の都合のいい時期に応募するようになり、年十数件程度のペースで応募しております。

一方、認定農業者以外にも「人・農地プラン」に登録すれば認定農業者でなくても担い手として受けられるということがございまして、その時にも30人位の方が農地中間管理事業の担い手の登録の申し込みをされたという経緯がございます。

その後、2年目あたりから公益社団法人みやぎ農業振興公社、いわゆる農地中間管理機構では、担い手はなるべく認定農業者にするようにということに方針転換いたしました。ですので、当時「人・農地プラン」で担い手になった方は、今後、農地中間管理事業を受けようとする、農地中間管理機構からなるべく認定農業者を取得させていただきますとなりました。

以上でございます。

議長

高橋委員、よろしいですか。

高橋建一委員

はい、ありがとうございました。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。第5号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、農地中間管理事業推進体制については、原案のとおり可決とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第6号議案、小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第6号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第6号議案、小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可とし、町長に報告をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員14番

署名委員15番